

資料 No.1-1

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令 案要綱

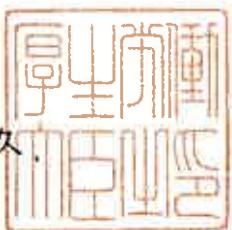
厚生労働省発職 0727 第1号

令和3年7月27日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の
意見を求める。

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 雇用調整助成金制度の改正

一 新型コロナウイルス感染症関係事業主が行つた休業等について、一日当たりの支給上限額を一万三千五百円とするとともに、助成率を三分の二（中小企業事業主にあつては五分の四）とし、当該事業主が令和二年一月二十四日以降解雇等を行つていない場合は、助成率を四分の三（中小企業事業主にあつては十分の九）とする特例措置の対象となる期間を令和三年九月三十日まで延長すること。

二 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。以下「特措法」という。）第十三条の四第一項第二号に掲げる区域のうち厚生労働省職業安定局長が定める区域（以下「重点区域」という。）の属する都道府県の知事が特措法第三十一条の六第一項に基づき定める期間及び区域（重点区域にあるものに限る。）において特措法第十八条第一項に規定する基本的対処方針に沿つて行う新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号。以下「特措令」という。）第十二条第一項に規定する施設における営業時間の変更、当該施設の収容率若しくは当該施設を利用できる人数の制限又は飲食物の提供を控えることその他厚生労働省職業安定局長が定める措置の実施の

要請を受けて、新型コロナウイルス感染症関係事業主が行つた当該期間中の休業等及び当該期間の末日の翌日から当該期間の末日の属する月の翌月の末日までの期間中の当該要請を受けた施設における休業等に係る特例措置の期間を令和三年九月三十日まで延長すること。

三 特措法第三十二条第一項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言に係る同項第二号に掲げる区域（以下「対象区域」という。）の属する都道府県の知事が対象区域について同項第一号に掲げる期間に特措法第十八条第一項に規定する基本的対処方針に沿つて行う特措令第十一条第一項に規定する施設における休業、営業時間の変更、当該施設の収容率若しくは当該施設を利用できる人数の制限又は飲食物の提供を控えることその他厚生労働省職業安定局長が定める措置の実施の要請を受けて、新型コロナウイルス感染症関係事業主が行つた当該期間中の休業等及び当該期間の末日の翌日から当該期間の末日の属する月の翌月の末日までの期間中の当該要請を受けた施設における休業等に係る特例措置の期間を令和三年九月三十日まで延長すること。

四 業況が特に悪化しているものとして厚生労働省職業安定局長が定める要件に該当する事業主が行つた休業等に係る特例措置の期間を令和三年九月三十日まで延長すること。

五 繼続して雇用された期間が六か月未満の雇用保険被保険者についても助成することとする等の措置の適用対象を雇用調整助成金の対象期間の初日が令和二年一月二十四日から令和三年九月三十日までの間にある場合に変更すること。

六 新型コロナウイルス感染症関係事業主が行つた休業等について、支給上限日数に加えて支給を受けることができること等とする期間を令和二年四月一日から令和三年九月三十日までに変更すること。

第二 産業雇用安定助成金制度の改正

一 資本関係、取引関係、人的関係等において密接な関係性を有する事業主間で行う出向（二及び三において「企業グループ内出向」という。）のうち、厚生労働省職業安定局長が定める要件を満たすものについて、産業雇用安定助成金の助成対象とすること。

二 企業グループ内出向に係る、出向運営経費助成の助成率は、二分の一（中小企業にあつては、三分の二）とすること。ただし、出向元事業主が解雇等を行つていない場合の助成率の上乗せは行わないこととすること。

三 企業グループ内出向については、出向初期経費助成の対象としないものとすること。

四 公益の目的のために、大量の被保険者を出向させる必要があると厚生労働省職業安定局長が認める出向については、出向運営経費助成及び出向初期経費助成について、一事業所につき、一千人まで助成の対象とができるものとすること。ただし、出向運営経費助成の支給対象期間は三ヶ月までとすること。

第三 その他

- 一 この省令は公布の日から施行し、第二については令和三年八月一日から施行すること。
- 二 この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めるものとすること。